

重要給水施設管路耐震化事業 基本協定書（案）

燕・弥彦総合事務組合（以下「発注者」という。）と〔 〕（〔構成企業のすべてを列举する。〕）（以下個別に又は総称して「受注者」といい、受注者を構成する企業を「構成企業」、〔代表企業名称〕を「代表企業」、構成企業のうち〔設計企業名称〕を「設計企業」、設計企業以外の構成企業を「構成企業（工事）」という。）との間で、重要給水施設管路耐震化事業（以下「本事業」という。）に関して、以下のとおり基本協定書（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 発注者及び受注者は、以下の各事項を目的として本協定を締結する。

- （1） 本事業に関し公表された募集要項等（募集要項、要求水準書、事業者選定基準、様式集等を個別に又は総称したものを指す。以下同じ。また、その後の修正及びこれに関する質問に対する回答として公表された回答結果を含む。）に基づき、本事業の受注者として選定されたことを確認すること
- （2） 以下の各契約の締結に向けた発注者及び受注者の義務を定めること
 - ア 発注者及び設計企業又は共同企業体（設計）（第3条に定義する。以下同じ。）が締結することを予定している設計業務に係る業務委託契約（以下「委託契約」という。）
 - イ 発注者及び共同企業体（工事）（第3条に定義する。以下同じ。）が締結することを予定している建設工事業務に係る工事請負契約（以下「請負契約」といい、委託契約と総称して、「事業契約」という。）
- （3） 本事業の円滑な実施等に必要な発注者及び受注者の協力義務及び諸手続その他必要な事項について定めること

（発注者及び受注者の義務）

第2条 発注者及び受注者は、事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。

- 2 受注者は、本事業の公募手続における発注者及び事業者選定委員会の要望事項又は指摘事項を尊重するものとする。

（共同企業体の結成）

第3条 受注者は、事業契約の締結に先立ち、受注者が本事業を応募するにあたって、発注者に対して提出した書類に則り、①代表企業及び設計企業を結成当事者とする設計業務に係る共同企業体（以下「共同企業体（設計）」という。）並びに②代表企業及び構成企業（工事）を結成当事者とする建設工事業務に係る共同企業体（以下「共同企業体（工事）」という。）を結成するものとし、各共同企業体の結成及び運営に関し、それぞれ共同企業体協定書（個別に又は総称して、以下「企業協定書」という。）を締結のうえ、これを維持するものとする。

(企業協定書の変更等)

第4条 受注者は、企業協定書を締結した後、速やかに、その写しを発注者に対して提出するものとする。その後、企業協定書のいずれかを変更したときには、受注者は、速やかに変更後の企業協定書又は変更のための覚書、その他の契約書の写し若しくはその他の変更内容を証する書面を発注者に対して提出するものとする。

(本事業の実施)

第5条 本事業に関し、受注者は、企業協定書で定めた各構成企業の担当する業務を実施させるものとする。

2 受注者は、自己が実施を担当する業務を誠実に遂行するものとする。

(受注者の相互協力義務)

第6条 受注者は、構成企業の種別を問わず、本事業の全部につき、その円滑な実施のため、相互に誠実に協力しなければならない。

(事業期間)

第7条 事業期間は、委託契約及び請負契約締結日から令和11年3月31日までとする。

(事業契約の締結)

第8条 発注者及び受注者は、令和7年4月中旬を目途として、委託契約及び請負契約を締結するものとする。

2 受注者は、設計業務が工区毎に完了した段階で工区毎の工事内容を確定し、建設工事業務に着手することができるものとする。設計業務が全部完了した段階で、請負契約の変更契約を行う。

(準備行為)

第9条 事業契約締結前であっても、受注者は、自己の責任及び費用で本事業に関して必要な準備行為を行うことができるものとし、発注者は、必要かつ可能な範囲で受注者に対して協力するものとする。

(事業契約の不調)

第10条 事業契約が締結に至らなかった場合には、本協定に別段の定めがない限り、すでに発注者及び受注者が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。ただし、提出書類に記載した時期までに受注者が、正当な理由なく事業契約を締結しない場合又は事業契約を締結しない意向を発注者に明示的又は黙示的に通知した場合、当該締結に至らなかった事業契約に係る共同事業体は、受注者提案に記載されている本事業に係る金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税の合計額の5%に相当する金額を違約罰として発注者に対して支払うものとする。

(統括責任者の配置)

第 11 条 統括責任者の配置 代表企業は、募集要項等に従い、事業期間を通じて設計から工事に至る事業全体の業務を総合的に調整・管理する統括責任者を配置する。

- 2 統括責任者は、発注者との統括的な連絡窓口となるが、事業期間における事業進捗に応じて、発注者の承諾を得た上で、主な連絡窓口を別に定めてもよい。なお、統括責任者は監理技術者を兼ねることができる。

(有効期間)

第 12 条 本協定の有効期限は、本協定が締結された日を始期とし、本事業の完了日を終期とし、発注者及び受注者を法的に拘束するものとする。

- 2 前項の定めにかかわらず、事業契約のいずれもが締結に至らなかった場合には、当該事業契約の締結が不調に終わったことが確定した日をもって本協定は終了するものとする。

- 3 前 2 項の定めにかかわらず、委託契約締結後、請負契約が締結に至らなかった場合には、本協定のうち、委託契約に関する部分は有効に存続する（ただし、委託契約が、当該契約の定めに従って終了した場合を除く。）ものとする。

- 4 前 2 項の定めにかかわらず、本協定の終了後も、第 10 条、本項、第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 16 条、第 17 条の定めは有効に存続するものとする。

(発注者の解除権)

第 13 条 発注者は、受注者のいずれかが次の各号のいずれかに該当するときは、本協定を解除することができる。

- (1) 受注者のいずれかが次のいずれかに該当するとき

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託契約又は請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下、この号において同じ。）が燕市暴力団排除条例（平成 24 年 3 月 22 日条例第 2 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団員等（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められるとき

イ 暴力団（燕市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ）、暴力団員又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき

エ 役員等が、暴力団、暴力団員又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき

オ 役員等が、暴力団、暴力団員又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

カ 再委託契約、下請契約又はその他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれ

かに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当するものを再委託契約、下請契約又はその他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき

(2) 事業契約に関して、次のいずれかに該当するとき

ア 公正取引委員会が、受注者のいずれかに違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条第 1 項若しくは第 2 項（同法第 8 条の 2 第 2 項及び第 20 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 8 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項、第 17 条の 2 又は第 20 条第 1 項の規定による排除措置命令を行い、当該命令が確定したとき

イ 公正取引委員会が、受注者のいずれかに違反行為があったとして独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同条第 2 項及び第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）、第 7 条の 9 第 1 項若しくは第 2 項又は第 20 条の 2 から第 20 条の 6 までの規定により課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき

ウ 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人。）のいずれかが刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6、第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む）したとき

エ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項第 2 号に該当すると認められたとき

2 前項の規定により本協定が解除された場合、発注者は解除により発生した損害について受注者に損害賠償請求をすることができるものとする。なお、受注者は解除により損害が発生したとしても発注者に損害賠償請求をすることができないものとする。

（権利義務の譲渡の禁止）

第 14 条 発注者及び受注者は、相手方の事前の承諾なく本協定上の権利義務及び契約上の地位につき、第三者への譲渡又は担保権の設定をしてはならない。

（秘密保持義務）

第 15 条 発注者及び受注者は、本協定又は本事業に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持し責任をもって管理し、本協定の履行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、本協定に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の承諾なしに秘密情報を第三者に開示してはならない。また、発注者及び受注者は、本協定の履行又は本事業の遂行以外の目的に秘密情報を使用してはならない。

2 以下の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。

(1) 開示の時に公知である情報

(2) 相手方から開示されるよりも前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報

(3) 相手方に対する開示の後に、発注者及び受注者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により、公知となった情報

(4) 発注者及び受注者が、前項に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

3 第1項の定めにかかわらず、発注者及び受注者は、次の場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障をきたす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

(1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合

(2) 法令等に従い開示が要求される場合

(3) 権限ある官公署の命令に従う場合

(4) 発注者が守秘義務契約を締結したアドバイザーに開示する場合

(5) 発注者が議会に開示する場合

(6) 本事業を施工する上で、必要な範囲で下請負人等に対して開示が必要な場合。その場合、当該下請負人等に対して、この条と同様以上の秘密保持義務を課すものとする。

4 発注者は、前各項の定めにかかわらず、本協定又は本事業に関して知りえた行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他発注者の定める諸規程の定めるところに従って情報公開その他の必要な措置を講じることができるものとする。

5 受注者は、本協定又は本事業に関して知り得た個人情報の取り扱いに関し、法令に従うほか、発注者の定める諸規程を遵守するものとする。

(準拠法及び管轄裁判所)

第16条 本協定は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、本協定に関する一切の紛争については、新潟地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(定めのない事項)

第17条 本協定に定めのない事項について必要が生じた場合、又は本協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

(以下記名押印頁)

以上を証するため、本協定書を[5]通作成し、発注者、受注者は、それぞれ記名押印の上各自1通を保有する。

令和●年●月●日

発注者

新潟県燕市吉田浜首408番地1

燕・弥彦総合事務組合

管理者 燕市長 鈴木 力

受注者

〔代表企業（管材企業若しくは建設企業）〕

所在地

商号又

は名称

代表者

〔構成企業（建設企業若しくは管材企業）〕

所在地

商号又

は名称

代表者

〔構成企業（地元企業）〕

所在地

商号又

は名称

代表者

〔構成企業（設計企業）〕

所在地

商号又

は名称

代表者